

# 埼玉県議会議員一般選挙 立候補予定者説明会を開催します!

今年、4年に一度の統一地方選挙の年です。町では、埼玉県議会議員一般選挙と寄居町議会議員一般選挙が行われます。これに伴い、各選挙の立候補予定者を対象とした説明会を次のとおり開催します。

説明会では、候補者届出書など立候補するために必要な書類の記載方法や選挙運動用はがきの利用方法等、主に立候補と選挙運動に関する事務的な事項を説明します。立候補を予定している方(代理可)の出席をお願いします。

なお、寄居町議会議員一般選挙の説明会への出席は、会場の都合上、立候補予定者1人につき3人以内でお願いします。

**埼玉県議会議員一般選挙立候補予定者説明会(北第1~5区)**  
 日時/2月12日(木)午後1時30分~  
 場所/県熊谷地方庁舎大会議室(熊谷市末広3-9-1)

**寄居町議会議員一般選挙立候補予定者説明会**  
 日時/3月18日(水)午後1時30分~  
 場所/役場6階会議室

**埼玉県議会議員一般選挙の主な日程**  
 告示日・立候補の届出日/4月3日(金)  
 選挙期日(投票日)/4月12日(日)

**寄居町議会議員一般選挙の主な日程**  
 告示日・立候補の届出日/4月21日(火)  
 選挙期日(投票日)/4月26日(日)

問い合わせ/町選挙管理委員会(☎581・2121内線181)へ。

## お出かけください! 生涯学習まつり

中央公民館や地域公民館を利用して活動している114団体の一年間の活動成果が展示やステージで発表されます。バザーも行われますので、ぜひお出かけください。

日時/3月7日(土)午前9時~午後5時、3月8日(日)午前9時~午後4時  
 場所/中央公民館 費用/無料  
 問い合わせ/中央公民館(☎581・2662)へ。



轟 和男さん  
新教育長に就任!

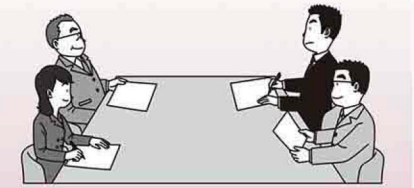
平成26年12月19日付けで、町の教育長に轟和男さん(西古里)が就任されました。

轟さんは、昭和51年度から東京都豊島区立池袋中学校で教職に就かれました。平成5年度から町教育委員会指導主事兼学校教育課専門員に就任され、平成8年度から大里教育事務所主任指導主事として教育行政の推進に携わりました。

その後、平成10年度から大里郡江南町立江南中学校教頭、平成12年度から吉見町立北小学校長として教育現場へ戻り、平成15年度からは再び北部教育事務所主指導主事に就任されました。

平成16年度から平成18年度までは熊谷市立三尻中学校長、平成19年度から平成22年度までは寄居町立男衾中学校長を務め、定年退職されました。定年後も男衾公民館長に就任するなど、多くの教育行政機関を歴任され、教育振興に大きく貢献されました。

## 募集します! 寄居町社会教育委員



町では、任期満了に伴う社会教育委員を公募します。

応募資格/平成27年4月1日現在、満20歳以上の町内在住の方で、社会教育に関心があり、寄居町の他の審議会等の委員になつていない方

募集期間/3月9日(月)(必着まで)

募集人数/2人

任期/2年(平成27年4月1日~平成29年3月31日)

会議等/年2回程度の会議(平日の日中開催、約2時間)および研修会等への参加

報酬等/町の規定に基づき支給

応募方法/生涯学習課および総合案内で配布している応募用紙に必要事項を記入のうえ、生涯学習課へ直接、または郵送でご応募ください。

選考結果/応募者全員に文書で通知します。

問い合わせ/生涯学習課(☎369-1292大字寄居1180-1、☎581・2121内線532)へ。

## 学校教育充実のための人材募集!

町教育委員会では、学校教育に理解があり、子どもたちと意欲的にかかわっていただける方を募集しています。

「学習サポーター」  
 介助サポーター

町内小・中学校の児童・生徒の教科指導支援を行う「学習サポーター」、障害のある児童・生徒の介助を行う「介助サポーター」の登録者を募集しています。

「さわやか相談員」  
 町教育委員会で、悩みを抱える児童・生徒やその保護者がいつでも気軽に相談できる開かれた学校づくりを推進しています。

中学校内での相談、家庭や小学校への訪問相談等を行う「さわやか相談員」を募集しています。

「小学校理科支援員」  
 小学校で充実した理科授業を行うために、理科が得意で観察・実験活動等で教員の支援を行う「小学校理科支援員」を募集しています。

募集期間/2月27日(金)まで  
 定員/若干名  
 申し込み・問い合わせ/指導班(☎581・2121内線521)へ。

## 平成27年度「就学援助」

町には、小・中学校にお子さんが通学して、学用品の購入や給食費の支払いなどが経済的に困難なご家庭に対し、就学費用の一部を援助する制度があります。就学援助を希望する方は、町教育委員会、または各小・中学校を通じて手続きを行ってください。

対象/「児童扶養手当法」による児童扶養手当を受給されている世帯(児童手当ではありません)申請するご注意ください)

※この他にも援助を受けられる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

援助の内容/学用品費、通学用品費、新入学児童・生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費等の一部

申し込み/4月から援助を希望する場合は、3月31日(火)までに教育総務課、または各小・中学校に備え付けの申請書に必要事項を記入しお申し込みください。4月1日以降も随時受け付けますが、申請時期により認定する月や援助金額が変わります。

問い合わせ/教育総務課(☎581・2121内線522)へ。

活用ください! 文化振興基金助成事業

県では、自主的な文化活動をしているアマチュア文化団体への助成事業を行っています。

対象/①4月から7月にアマチュア文化団体が実施する文化活動(活動成果の発表等)、②4月から7月に伝統・郷土芸能団体が実施する伝統・郷土芸能用具の備品整備や後継者育成等、③4月から平成28年3月に文化団体やNPO等が実施する子どもを対象とした文化芸術の体験教室や文化芸術を担う若手人材の発掘・育成を目的としたワークショップ等

助成金額/対象経費の①2分の1以内(上限25万円)、②・③20万円以内

申し込み/2月23日(月)(消印有効)までに所定の事業計画書(県文化振興課で入手、または県ホームページhttp://www.pref.saitama.lg.jp/a0305/kikin/joseijigyoku.htmlからダウンロード)に必要事項を記入し、県文化振興課へ郵送してください。希望者には「埼玉県文化振興基金助成事業申請の手引き」を送付します。

問い合わせ/県文化振興課(〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1、☎048・830・2887)へ。

## 年金

### 第3号被保険者の届け出について

第2号被保険者(厚生年金保険や共済組合に加入している方)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行うこととなります。

なお、国民年金保険料は第2号被保険者の加入している年金制度が負担しますので、本人(第2号被保険者)が納める必要はありません。

※第3号被保険者に該当したときの届け出以外に、第2号被保険者が転職や退職したとき、住所に変更があったときなどにも届け出が必要となります。

### 国民年金保険料の控除証明書の送付について

平成26年の社会保険料のうち、平成26年10月1日以降に国民年金保険料の納付を開始された方には、2月に控除証明書が日本年金機構より送付されます。控除証明書に関することは、熊谷年金事務所へお問い合わせください。

問い合わせ/熊谷年金事務所(☎522・5012)、または保険年金課(☎581・2121内線112)へ。

※お問い合わせの際、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。

### 第3号被保険者の届け出について

届け出が必要なとき	被保険者種別	届け出先
<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者である第2号被保険者が退職したとき</li> <li>配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき</li> <li>配偶者である第2号被保険者と離婚したとき</li> <li>配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき</li> </ul>	第3号→第1号	住所地の市町村
<ul style="list-style-type: none"> <li>本人(第3号被保険者)が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき</li> </ul>	第3号→第2号	本人の勤務先
<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき(例:厚生年金から共済組合へ加入)</li> </ul>	第3号→第3号 ※種別は変わりませんが届け出は必要です。	第2号被保険者の勤務先